

○低炭素建築物新築等計画の認定申請（法第53条第1項）

申請の種類	床面積の合計	適合証等の提出がない場合	適合証等の提出がある場合	
			非住宅誘導基準適合証	住宅誘導基準適合証等
ア 一戸建ての住宅		各区分に応じ当該区分に定める額		
(ア) 「誘導標準計算基準」	200m ² 未満	36,100円	—	5,000円
	200m ² 以上	38,000円	—	5,000円
(イ) 「誘導仕様基準」	200m ² 未満	18,000円	—	5,000円
	200m ² 以上	19,000円	—	5,000円
(ウ) 「誘導仕様・計算併用基準」	200m ² 未満	26,000円	—	5,000円
	200m ² 以上	28,000円	—	5,000円
イ 非住宅建築物、共同住宅等、複合建築物		各区分に応じそれぞれ当該手数料を合算した額		
(ア) 非住宅部分「誘導標準入力法等基準」		241,000円	10,000円	—
(イ) 非住宅部分「誘導モデル建物法基準」		92,100円	10,000円	—
(ウ) 住宅部分 「誘導標準計算基準」		71,900円	—	10,000円
(エ) 住宅部分 「誘導仕様基準」		34,200円	—	10,000円
(オ) 住宅部分 「誘導仕様・計算併用基準」		53,000円	—	10,000円
建築確認申請の申出をする場合		上記の認定手数料に建築確認申請手数料を加えた額		

○低炭素建築物新築等計画の変更認定申請（法第55条第1項）

申請の種類	床面積の合計	適合証等の提出がない場合	適合証等の提出がある場合	
			非住宅誘導基準適合証	住宅誘導基準適合証等
ア 一戸建ての住宅		区分に応じ当該区分に定める額		
(ア) 「誘導標準計算基準」	200m ² 未満	18,000円	—	3,000円
	200m ² 以上	19,000円	—	3,000円
(イ) 「誘導仕様基準」	200m ² 未満	9,000円	—	3,000円
	200m ² 以上	10,000円	—	3,000円
(ウ) 「誘導仕様・計算併用基準」	200m ² 未満	13,000円	—	3,000円
	200m ² 以上	14,000円	—	3,000円
イ 非住宅建築物、共同住宅等、複合建築物		各区分に応じそれぞれ当該手数料を合算した額		
(ア) 非住宅部分「誘導標準入力法等基準」		241,000円	10,000円	—
(イ) 非住宅部分「誘導モデル建物法基準」		92,100円	10,000円	—
(ウ) 住宅部分 「誘導標準計算基準」		71,900円	—	10,000円
(エ) 住宅部分 「誘導仕様基準」		34,200円	—	10,000円
(オ) 住宅部分 「誘導仕様・計算併用基準」		53,000円	—	10,000円